

(第6号様式)

大分県農業経営改善促進資金低利預託基金の預託に関する基本契約書

大分県農業信用基金協会会長理事 (以下「甲」という。)と融資機関の長
(以下「乙」という。)は、大分県農業信用基金協会業務方法書第 条の の定めるところ
により、資金の供給(以下「低利預託基金の預託」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

(低利預託基金の預託)

第1条 甲は、乙に対して低利預託基金の預託条件は、次のとおりとする。

2 乙は、前項の規定により低利預託基金の預託を受けたときは、乙所定の証書を甲に提出するものとする。

(低利預託基金の預託の条件)

第2条 甲の乙に対する低利預託基金の預託の条件は、次のとおりとする。

(1) 期 間 1年以内で別に定める期間とする。

(2) 利 率 年1パーセント

ただし、預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預託種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率。

(3) 利息の支払 利息は、毎年3月末日(3月末日が国民の祝日、日曜日、その他金融機関の休日に当たる場合は、前日とする。)及び預託を受けた低利預託基金の返還の日に支払うものとし、各支払日に支払うべき利息の計算方法は、低利預託基金の預託の日又は前回支払日から次の支払日の前日又は預託を受けた低利預託基金の返還の日の前日までの期間とする。

(4) 返 還 乙は、低利預託基金の預託期間満了の日又は甲から返還請求があったときは、甲の指定する日に預託を受けた低利預託基金を甲に返還するものとする。

(貸付け)

第3条 乙は、第1条の規定により預託を受けた低利預託基金の額の3倍に相当する額の資金を大分県農業経営改善促進資金融資要綱(以下「要綱」という。)の定めるところにより、貸し付けるものとする。

(報 告)

第4条 乙は、前条の貸付状況を各半期末の翌月の末日までに甲に報告するものとする。

(返 還)

第5条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により乙が要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する低利預託基金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(遅延金)

第6条 乙が、前条の規定により返還することとなった低利預託基金を甲の指定する日までに返還しなかったときは、その日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該金額につき年パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(変 更)

第7条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲及び乙が大分県と協議して定めるものとする。

(協 議)

第8条 この契約及び要綱に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じた場合には、甲及び乙が大分県と協議して定めるものとする。

この契約を証するためにこの契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、その写しを大分県に提出するものとする。

年 月 日

甲 大分県農業信用基金協会
会長理事

乙 融資機関の長